

## ● 動物の愛護及び福祉への取り組み

あなたは知っていますか？

マイクロチップが、飼い主とペットをつなぐ安全の絆だということを

増えています、安心のマイクロチップ登録（飼育動物に対する所有明示は、飼育者の責務とされています）

動物愛護管理法では、犬や猫などの動物の所有者は、自分が所有していることを明らかにするために、マイクロチップの装着等を行うことが定められています。マイクロチップは、迷子札等と比べて脱落する可能性が極めて低いうえ、動物病院で簡単に装着ができ、同時に飼い主の名前や連絡先を日本獣医師会に登録しておけば、突然の迷子、災害、盗難、事故等の際、確実な身元の証明になります。動物の安全で確実な個体識別（身元証明）の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われており、日本でも近年犬や猫などを中心として利用者が急増しています。

日本獣医師会はAIPO（Animal ID promotion organization/アイポ）の事務局として、動物愛護団体と協力し、家庭動物のマイクロチップによる個体識別・登録管理の普及啓発を進めています。また、日本獣医師会では、

## 義務化が進むマイクロチップ

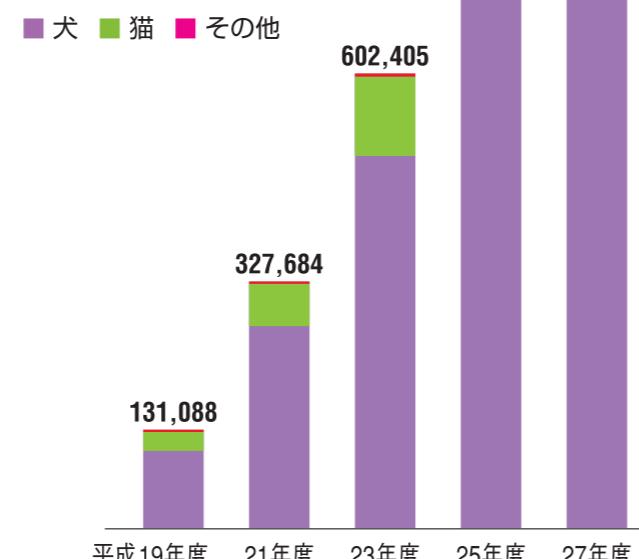
特定動物（人に危害を与えるおそれがある危険な動物）や、特定外来生物（生態系などに被害を及ぼすおそれのある海外起源の動物）を飼育する場合には、その動物ごとにマイクロチップを装着することが義務づけられています。

また、犬等の輸出入検疫規則において、海外から犬や猫などを日本に持ち込む場合には、マイクロチップで個体識別することが義務化されています。

2013年の改正動物愛護法では、5年後を目途に装着義務付けを検討することとされており、ペットの飼育者へ装着を義務化する動きが進んでいます。

マイクロチップのデータベースを管理運営し、登録の受付や住所変更等の受付管理、動物病院や動物愛護センターで保護された動物の飼い主情報の照会等に対する回答を行っています。平成28年3月末現在、犬や猫をはじめとする1,288,962頭の家庭動物が登録され、毎月12頭程度の迷子動物が返還されています。マイクロチップのおかげで飼い主の元に戻るペットも年々増えてきています。

犬猫等におけるマイクロチップ登録頭数の推移



**AIPO**  
動物ID普及推進会議

## ほんの少しの勇気を出して、マイクロチップを装着したら…

- point 1 **迷子**になっても、保護された時に身元がすぐに確認できます。
- point 2 **地震**などの災害時にはぐれても、飼い主の元に帰ってくる確率が高まります。
- point 3 **盗難**にあったとしても、番号の改ざん、消去はできません。
- point 4 **事故**にあい、怪我をして保護された時も、迅速な連絡が可能です。
- point 5 **検疫**がスムーズになり、短い時間で出入国できます。



## マイクロチップによる個体識別・登録とは

## 形状及び耐用年数

直径2mm、全長12mm程度の円筒形で、内部はIC、コンデンサ及び電極コイルで構成されており、これらを特殊な生体適合ガラスで完全に密封しています。電池式ではないので、半永久的（30年程度）に使用できます。

## マイクロチップの装着

マイクロチップの装着は動物病院で行うことができます。専用の注射器（インジェクター）を使って、首の後ろの皮膚の下に装着します。動物が感じる痛みは、通常の注射と同じくらいだといわれています。

## 装着にかかる費用

動物病院によって異なりますが、数千円から1万円程度が一般的です。データ登録時に登録手数料がかかります（装着料金に含まれている場合もあります）が、それ以降の追加料金等の負担は一切ありません。

## データベースへの登録の必要性

マイクロチップを装着後、あらかじめ飼い主の連絡先などの情報を日本獣医師会のデータベースに登録することにより、万一ペットなどが行方不明になり、日本国内で発見されたときに、速やかに飼い主に連絡することが可能です。

## データの登録

マイクロチップを動物病院で装着した際に、登録申込書を受け取ってお申込みいただきます。装着しただけでは飼い主情報の照会ができませんので、必ず登録手続きを行ってください。（詳しい登録方法は下記参照）

## データの読み取り

マイクロチップの中の電子タグに記録された情報を専用のリーダーで読み取ると番号が出てきます。この番号は世界で唯一の番号であるため、確実にその飼い主のペットであるということが分かります。

## 保護された際の対応

動物病院や動物愛護センターでペットが保護され、読み取られたマイクロチップ番号から、日本獣医師会のデータベースに照会されると、あらかじめ登録されていた飼い主の連絡先に連絡されます。

マイクロチップを装着しも、登録してなければ、動物が保護された際に読み取られた番号は「データベースに該当なし」となってしまい、連絡を受けることができません。そのため、マイクロチップを装着したら必ず日本獣医師会のデータベースに登録してください。

## どうぶつID データ登録の手順 ~マイクロチップを装着したら、次はそのデータの登録です~

- 1 動物病院でマイクロチップを装着する

- 2 どうぶつIDデータ登録申込書に必要事項を記入する

- 3 郵便局で登録手数料を振込む

- 4 申込書をAIPO事務局（日本獣医師会）に送付する

- 5 飼い主の方へ登録完了をお知らせするハガキが届きます。

※どうぶつIDの登録の受付、登録管理、飼育者情報の照会の事務は、日本獣医師会が行っています。